

古河市障がい者相談支援事業

** 相談できる人は？

市内在住の身体障がい・知的障がい・精神障がい(発達障がい・高次脳機能障がいを含む)・難病等のある人が対象です。本人、家族、関係者が相談できます。

** どこで相談できるの？

次の相談支援センター等で相談できます。まずは、電話等で問い合わせください。

相談支援センター等	所在地	連絡先	利用時間
【古河市基幹相談支援センター】 青嵐荘つくし園相談支援事業所	上大野2290-1	☎23-1161 FAX23-1162	年中無休 午前8時30分～午後5時30分 ※夜間・休日の緊急時は電話で対応。
【古河市地域相談支援センター】 あじさい学園相談支援事業所	鴻巣1111	☎48-0431 FAX48-0433	月曜日～金曜日 午前8時～午後5時 ※土曜日・日曜日・祝日、12/29～1/3は 休み。
【古河市地域相談支援センター】 まくらがの里どんぐり	上大野1943-11	☎97-1123 FAX98-0220	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ※土曜日・日曜日・祝日、12/29～1/3は 休み。
【古河市地域相談支援センター】 ライフサポートセンターネーブル	下大野736-8	☎91-0150 FAX91-0152	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分 ※土曜日・日曜日・祝日、12/29～1/3は 休み。
【地域活動支援センター】 地域活動支援センター煌(きらめき) ※精神障がいのある人のみ対応。	坂東市沓掛 411-1	☎0297-30- 3071 FAX0297-30- 3072	月曜日～土曜日 午前9時～午後5時 ※日曜日・祝日、12/30～1/3は休み。
古河市役所障がい福祉課 (総和福祉センター「健康の駅」)	駒羽根1501	☎92-4919 FAX92-5544	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時 ※土曜日・日曜日・祝日、12/29～1/3は 休み。

障がいのある人を 虐待から守りましょう

障がいのある人への虐待に気づいた人は、市に通報する義務があります。地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待された人だけでなく、虐待している家族などが抱える問題の解決にもつながります。ご協力をお願いします。

市では、障がいのある人やその家族を対象に、日常生活や福祉サービス全般について、相談を受け付けています。専門的な知識を持った相談支援事業所等の職員が、無料で相談に応じます。気軽にご相談ください。

** どんなことを相談できるの？

各種福祉サービスの案内、情報提供、権利擁護のための必要な支援、日常生活での不安や悩み・心配ごとなど、生活全般について幅広く相談を受け付けています。

古河市障害者虐待防止センター (古河市役所障がい福祉課内)

☎0120-063801(フリーダイヤル)

【24時間、365日対応】

※夜間・休日は、委託先の社会福祉法人芳香会青嵐荘つくし園相談支援事業所へ転送されます。